

「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」の策定に関する検討会
運営規則（案）

令和4年12月21日

「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」
の策定に関する検討会決定

「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」の策定に関する検討会の運営に関する規則を次のように定める。

（趣旨）

第1条 「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」の策定に関する検討会（以下「検討会」という。）の運営に関し必要な事項は、設置要綱に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第2条 本検討会は、「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」の策定を検討するにあたり、有識者から意見等を聴取するものであるが、検討会を公開とした場合、協力者の自由な意見等が、制約されるおそれなどがあるため、原則として非公開とする。

（検討会資料の公開）

第3条 検討会において配付した資料は、公開するものとする。ただし、個人情報を含む事項を含む場合その他正当な理由により非公開とすることが適当と認める場合は、事務局は、検討会の合意を得て資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事要旨の公開）

第4条 事務局は、検討会の議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合には、事務局は検討会の合意を得て当該議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

附 則

この規則は、検討会の決定の日から施行する。